

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東59 - 1  
 【提出書類】 発行登録追補書類  
 【提出先】 近畿財務局長  
 【提出日】 平成25年 5月31日  
 【会社名】 大日本スクリーン製造株式会社  
 【英訳名】 DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.  
 【代表者の役職氏名】 取締役社長 橋本正博  
 【本店の所在の場所】 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1  
 【電話番号】 京都(075)414-7152  
 【事務連絡者氏名】 財務部長 柳哲雄  
 【最寄りの連絡場所】 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1  
 【電話番号】 京都(075)414-7152  
 【事務連絡者氏名】 財務部長 柳哲雄  
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債  
 【今回の募集金額】 8,600百万円  
 【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 5月16日
効力発生日	平成25年 5月24日
有効期限	平成27年 5月23日
発行登録番号	25 - 関東59
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 20,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額 (円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

20,000百万円

(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

大日本スクリーン製造株式会社九段事業所  
 (東京都千代田区九段南2丁目3番14号  
 靖国九段南ビル)

株式会社東京証券取引所  
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	大日本スクリーン製造株式会社第16回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 8,600,000,000円
各社債の金額(円)	金 1億円
発行価額の総額(円)	金 8,600,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.00%
利払日	毎年6月7日および12月7日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成25年12月7日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月7日および12月7日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)12.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成28年6月7日
償還の方法	<p>1. 償還価額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成28年6月7日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)12.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成25年5月31日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年6月7日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存在する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、同法に基づき、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からBBB(トリプルBフラット)の信用格付を平成25年5月31日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」([http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php))に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR: 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

(3) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合、当該社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成25年5月31日付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6.に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2)本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は本(注)6.に定めるところにより、その旨を公告するものとする。

#### 6. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行される各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)への掲載によりこれを行う。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供するものとする。

#### 8. 社債要項の変更

(1)本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4.を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2)前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9. 社債権者集会

(1)本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2)本社債の社債権者集会は、京都府においてこれを行う。

(3)本社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面(本社債の社債券が発行された場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4)本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

#### 10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1)本(注)6.に定める公告に関する費用

(2)本(注)9.に定める社債権者集会に関する費用

#### 11. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程に基づく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

#### 12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	4,200	1. 引受人は本社債の 全額につき共同して 買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料 は各社債の金額 100円につき金35銭 とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会 社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	3,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	1,200	
計		8,600	

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
8,600	53	8,547

## (2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額8,547百万円は、4,224百万円を平成26年9月末までに返済期日が到来する長期借入金の返済資金に、残額の4,323百万円を平成26年9月26日に償還期日が到来する第14回無担保社債の償還資金の一部にそれぞれ充当する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第71期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第72期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第72期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第72期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月28日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月5日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月13日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月31日）までの間に生じた変更および追加事項は次のとおりです。なお、変更および追加事項は下線で示しています。

また、上記に掲げた参照書類としての当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の事業等のリスクに記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 【対処すべき課題】

当社グループは、「中期3カ年経営計画NextStage70」達成に向け、2年目である平成25年3月期をスタートさせましたが、当期業績は大幅な損失を計上することとなりました。

このような中、第4四半期は売上の増加や緊急対応策を強化したことにより黒字を確保いたしました。さらに中期3カ年経営計画の基本方針である「収益構造の確立」が急務であるとの認識から策定した諸施策（固定費削減、変動費削減等）と併せて取り組むことにより、平成26年3月期の通期黒字・復配を目指します。

また、市場の変動が激しい半導体・FPD関連事業の当社グループ業績に与える影響を少しでも軽減すべく、新規事業（真空成膜分野、画像処理技術/印刷技術の応用展開）の立ち上げを通して、事業ポートフォリオの見直しを行います。

コーポレート・ガバナンス面におきましては、CSR推進組織を立ち上げ、各部門に分散していた機能を統合、強化し、より実効性のある企業の社会的責任を果たしてまいります。

なお、上記将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

## 株式会社の支配に関する基本方針

< 後略 >

### 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

< 中略 >

#### (2) 為替レートの変動について

平成25年3月期における当社グループの海外売上高比率は75.1%であります。当社グループは為替予約などによりリスクヘッジを行うことで、為替変動による業績への影響を小さくするよう努力しておりますが、急激な為替変動が起こった場合には、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

< 中略 >

#### (5) 金利変動について

平成25年3月期末における有利子負債残高は全て固定金利であり、金利変動リスクに晒されておりましたが、新たな調達資金については、金利変動の影響を受け、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

< 中略 >

#### (13) 繰延税金資産の回収可能性について

当社グループは、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の課税所得を合理的に見積もった上で回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上しております。また、将来の課税所得については、経営環境の変化などを踏まえ適宜見直しを行っており、結果として繰延税金資産の全額または一部に回収可能性がないと判断し、繰延税金資産の取崩しが必要となった場合、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

#### (14) 製品の品質について

当社グループでは、品質マネジメントシステムの規格（ISO9001）に基づく品質管理体制を構築し、製品・サービスの品質向上に取り組んでいますが、万一、大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥が発生し顧客に損失をもたらした場合、多額の追加費用の発生や信頼低下による売上減少を招く恐れがあります。その場合には、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

#### (15) その他のリスクについて

上記のリスクの他、当社グループが事業を遂行していく上において、他社と同様に、世界および日本の政治情勢や経済環境、地震、洪水等の自然災害、戦争、テロ、疫病の流行、株式市場、商品市況、政府等による規制、仕入先の供給体制、雇用情勢などによる影響を受けます。それらの動向によっては、当社グループの財政状態および経営成績に悪影響をもたらす可能性があります。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

大日本スクリーン製造株式会社本店

（京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1）

大日本スクリーン製造株式会社九段事業所

（東京都千代田区九段南2丁目3番14号靖国九段南ビル）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜 1 丁目 8 番16号)

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。